

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月20日（令和2年（行個）諮問第169号）

答申日：令和5年12月28日（令和5年度（行個）答申第5112号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和元年特定日の負傷について特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる不支給決定理由が分かる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年5月1日付け東労発総個開第1-1520号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 不開示とした部分について、原処分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしているが、開示すべき内容が含まれているにもかかわらず、不開示とされた可能性がある。
- (2) 不開示とした項目を個別に指定して該当箇所、項目ごとに理由を記載せず、全体的・包括的に記載している。これでは不開示部分の該当箇所ごとに理由を個別に判断して決定したかが不明であり、原処分に係る過程で内容の検討を十分に行っていない可能性がある。
- (3) また、法14条2号該当性につき同号ただし書イないしハに該当するか否かを判断しているようであるが、該当箇所、項目ごとに記載されていないため、上記(2)と同様、内容の検討が不十分な可能性がある。同条3号ただし書については、判断自体をしておらず、法15条1項及び2項並びに16条についても検討がなされていない。
- (4) さらに、法14条3号イの「当該法人等の権利、競争上の地位、その

他正当な利益を害するおそれ」及び同条7号柱書きの「当該事務の性質上，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については，「法人等の権利」，「競争上の地位」及び「その他正当な利益」のうちどれに該当するかを該当箇所ごとに指定して具体的に記載されるべきであり，「事務の性質上」，「事務の適正な遂行」，「利益を害するおそれ」及び「支障を及ぼすおそれ」についても，該当箇所ごとにそれぞれ具体的な内容の記載がなされておらず，内容の検討が不十分であると考え。

(5) 理由等が全体的・包括的に記載してあることから，該当箇所・項目ごとに理由を知ることができなかった。理由の記載方法及び提示に不備があり，不十分であるばかりでなく，本件審査請求を行うに当たり，理由を全体的にしか主張できず，不十分な内容となってしまった。(略)

(6) 本件対象保有個人情報，労災の支給決定に係る重要な文書のため，自身の生命，健康，生活，財産（特に前二者）の保護に密接に関連しており，労働者災害補償の趣旨を損なうことのないよう，原則開示する方向で判断されるべきと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について，法14条2号及び3号イに該当する部分を追加するものであり，下記3(2)イ，ウ(イ)及び別表において下線部で示す。）によると，おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，令和2年3月5日付けで処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，令和2年7月30日付け（同月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，不開示の理由となる根拠条項として法14条3号ロを追加した上で，原処分を維持することが妥当であるものとする。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は，「私が，令和元年特定月日の負傷について特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書2，3の①，4の①，7の①及び9の①の不開示部分は，審査請求人以外の姓，氏名，印影等，審査請求人以外の個人に関する

る情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書1の②、3の②、4の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

(ア) 文書5及び9の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、文書1の①、9の②及び③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書9の④の不開示部分は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供された情報に係るものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

なお、処分庁は、原処分において当該不開示部分を、同条3号イの不開示情報に該当する旨説明しているが、当該情報の不開示理由は上記のとおりであるため、根拠条項を変更することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の②、3の②、4の②及び7の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当た

り、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）文書1の①の不開示部分は、事業場の業務内容等に関する情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ（ア）で既に述べたところである。また、文書9の④の不開示部分は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないと条件で任意に提供された情報である。これらの情報は、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、当該不開示部分に係る情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、当該情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張に対する反論について

（1）審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、不開示理由が「該当箇所、項目ごとに記載されていない」旨主張する。当該不開示理由については、行政手続法8条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう、不開示と判断する要件、該当する事実について、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要が

あると認められる。しかしながら、当該不開示理由については、不開示部分ごとにその理由を具体的に記載することまでは求められていないものと解され、本件においては、審査請求人が不開示の理由を明確に認識し得るものであると考える。

- (2) 審査請求人は、労災保険給付の支給決定との関連性等について種々主張するが、本件対象保有個人情報については、上記3(2)のとおり、法に基づき個別に不開示情報該当性を判断しており、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、不開示の理由となる根拠条項として法14条3号ロを追加した上で、原処分を維持することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月6日 審議
- ④ 令和3年12月2日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和5年7月6日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、法の適用条項を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きとした上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

ア 通番2(1)及び通番10

通番10は、特定事業場関係者からの聴取内容の一部、通番2(1)は、特定事業場関係者の聴取内容が引用された特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書(以下「調査復命書」という。)における記述である。当該部分は、原処分において既に開示されている情報から

推認できる内容であるか、又は審査請求人が特定事業場の社員であったことを踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2(2)、通番5及び通番7

通番7は、審査請求人の主治医の意見書の記載の一部、通番5は同意見書が引用された東京労働局地方労災医員の意見書における記述、通番2(2)は、審査請求人の主治医の意見書及び東京労働局地方労災医員の意見書が引用された調査復命書における記述である。

当該部分は、審査請求人が主治医を受診した際に主治医に申述した内容であり、審査請求人が以前から承知している情報であると認められ、また、原処分において既に開示されている情報から、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3及び通番6

当該部分は、審査請求人から提出された休業補償給付支給請求書(以下「請求書」という。)及び審査請求人の主治医の意見書に記載された、医師の自署及び印影である。

このうち、通番3の請求書は、休業補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、監督署に提出するものとされている(労働者災害補償保険法施行規則13条)。このため、請求書に記載された医師の自署及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

通番6は、意見書に記載された医師の自署及び印影であり、請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の自署及び印

影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

これらの部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番9は、特定労働基準監督署が特定事業場関係者から聴取した内容を記録した聴取書であり、被聴取者の職業欄及び聴取場所が記載されている。当該聴取場所には、審査請求人が勤務していた特定事業場の名称、当該職業欄には、特定事業場が属する事業体の社員である旨が記載されており、これらを開示したとしても、特定事業場関係者が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番11(1)は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された特定事業場の代表者の職氏名であり、これを開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であるが、下記ケ(イ)において開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求人が推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番11(2)は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部である。

当該部分は、特定事業場関係者の番号、職名(所属部署名を含む。)及び姓であり、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに

該当するが、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

キ 通番13は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部で、特定事業場の概要資料である。

当該部分は、当該概要資料に記載された、表題、特定事業場の名称及びロゴ、日付、項目、見出し及び一般的な概況等であり、これらを開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

このため、当該部分は、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ク 通番14は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部である。

(ア) 当該部分(下記(イ)を除く。)は、当該資料に記載された表題、日付、事業場名称・所在地及び特定労働基準監督署の受付印等であり、これらの部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

(イ) 当該部分は、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答であり、特定事業場における事業の概要、審査請求人の労働条件、経歴、日常業務の内容に関する情報等が記載されている。

当該部分は、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ケ 通番15は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部である。

(ア) 通番15(1)は、本件労災請求事案に関し、特定労働基準監督署が特定事業場に対して協力を求める内容が記載されているが、下記(イ)ないし(エ)において開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

(イ) 通番15(2)は、審査請求人が特定事業場に提出した文書、特

定事業場が審査請求人に通知した文書、審査請求人の賃金、勤務実績及び健康状態に関する情報が記載された資料等であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

(ウ) 通番15(3)は、表題、日付、表の欄外の記述部分、特定労働基準監督署の受付印等であり、これらを開示したとしても、特定事業場関係者が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

(エ) 通番15(4)

a 当該部分(下記bを除く。)は、審査請求人の健康保険や雇用保険に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

b 当該部分は、日付、宛先、発出者、表題及び特定労働基準監督署の受付印等であり、これらの部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号ロ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄を除く部分)について

ア 法14条2号該当性

通番4は、東京労働局地方労災医員の主治医の意見書に記載された医師の自署及び印影、通番9は、聴取書に記載された住所、氏名、生年月日、自署及び印影、通番11は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された特定事業場関係者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分のうち地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その自署及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められず、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性

通番5は、東京労働局地方労災医員の主治医の意見書における記述、通番7は、審査請求人の主治医の意見書における記述、通番10は、聴取書に記載された特定事業場関係者からの聴取内容、通番2は、東京労働局地方労災医員の意見書、審査請求人の主治医の意見書及び特定事業場関係者からの聴取内容から引用された調査復命書における記述である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者及び医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ該当性

(ア) 通番8は、特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書、通番12は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に押印された法人の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

(イ) 通番12及び通番13

通番12は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部、通番13は、特定事業場の概要資料に記載された特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部情報であると認められる。

これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性

通番1は、調査復命書の「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場職員の職氏名等である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分ち難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定労働基準監督署が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

(ア) 通番14は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部に記載された、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答である。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番15は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した資料の一部である。

当該部分は、本件労災請求事案に関し、特定労働基準監督署が特定事業場に対して協力を求める内容が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関が行う労災認定に係る調査手法の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、上記エと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（2）ないし（5））において、処分庁の理由提示の不備又は記載方法が不十分であることについて主張する。しかしながら、本件開示決定通知書においては、不開示部分の情報を相当程度特定した上で、法14条の関連各号の条文を引いて不開示理由が記載されているものと認められることから、理由提示の不備を理由に原処分を取り消すには及ばないものと認められる。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名	2 原処分における不開示部 分			3 2欄のうち開示すべき部分
	該当箇所	法14条 各号該当 性	通番	
文書 1 特定疾 病の業 務起因 性判断 のため の調査 復命書	① 22頁不開 示部分	3号イ, 7号柱書 き	1	—
	② ①を除く不 開示部分全て	2号, 7 号柱書き	2	(1) 5頁不開示部分1行目ないし 12行目(3行目1文字目ないし1 0文字目並びに5行目, 8行目及び 12行目を除く。), 10頁不開示部分15行目8文字目 ないし17行目, 19行目ないし2 0行目2文字目, 22行目ないし2 5行目, 43行目ないし44行目2 文字目 (2) 19頁不開示部分1行目, 2 行目, 6行目1文字目ないし41文 字目, 20頁不開示部分1行目ないし3行 目
文書 2 休業補 償給付 請求書 等	1頁自署及び印 影	2号	3	全て
文書 3 意見書 等①	① 2頁自署及 び印影, 3頁印 影	2号	4	—
	② ①を除く全 て	2号, 7 号柱書き	5	2頁項番3(1)の不開示部分
文書 4 意見書 等②	① 1頁自署及 び印影	2号	6	全て
	② ①を除く全 て	2号, 7 号柱書き	7	3頁項番4及び項番5, 4頁1行目 ないし2行目17文字目
文書 5 レセプ ト等	1頁法人印影	3号イ	8	—

文書7	聴取書②	① 1頁, 7頁, 13頁及び19頁住所, 職業, 氏名, 生年月日及び聴取場所, 6頁, 11頁及び18頁自署及び印影	2号	9	1頁, 7頁, 13頁及び19頁の職業及び聴取場所
		② ①を除く全て	2号, 7号柱書き	10	2頁21行目8文字目ないし22行目, 6頁4行目, 5行目, 8頁23行目1文字目ないし20文字目, 11頁14行目, 15行目, 15頁13行目1文字目ないし20文字目, 15行目ないし17行目, 18頁3行目, 4行目11文字目ないし最終文字, 21頁2行目
文書9	事業場提出資料	① 1頁, <u>19頁</u> , <u>20頁</u> 職氏名	2号	11	(1) 1頁6行目1文字目ないし15文字目 (2) 19頁表の最上段右から4つ目の部署名とその1番, 2番, 6番及び7番の社員の番号, 職名及び姓, 20頁表の最上段左から2つ目の部署名並びに表の上から22段目の部署名とその所属社員の番号及び姓
		② 1頁事業主印影, <u>50頁</u> 担当及び電話番号	3号イ	12	—
		③ <u>16頁</u> 特定事業場概要資料	3号イ	13	表題, 事業場名称及びロゴ, ロゴ下の日付, 項番1全て, 項番2ないし項番4の項番及び枝番の見出し並びに各表欄外の見出し, 項番3の表の左から1列目1枠目ないし2枠目, 2列目1枠目ないし2枠目
		④a 1頁ないし14頁(①, ②を除く。)	3号ロ, 7号柱書き	14	1頁, 3頁ないし5頁, 13頁ないし14頁全て(3頁項番1(4)②及び③手書き部分を除く。), 6頁ないし12頁の受付印
		④b 15頁ないし50頁(①, ②, ③を除く。)	3号ロ, 7号柱書き	15	(1) 15頁1行目ないし2行目, 12行目ないし14行目, 16行目ないし17行目, 21行目ないし22行目, 受付印 (2) 17頁ないし18頁, 21頁ないし49頁

					(3) 19頁及び20頁の表題，右上の日付，受付印， 19頁欄外の左上の記述部分，右上の手書き部分 (4) 50頁（右下の担当及び電話番号は除く。）
--	--	--	--	--	--

(当審査会注)

1. 文書9の④に係る2欄の該当箇所の記載方法は，当審査会事務局において整理した。
2. 文書6（聴取書①）及び文書8（申立書）については，原処分における不開示部分を含まないことから，記載を省略した。